

武蔵野学院大学 別科委員会規程

(設 置)

第1条 武蔵野学院大学日本語別科規程第22条の規程により、この規程を定める。

(構成員)

第2条 別科委員会は、学長及び別科長、別科指導教員の教授のほか、准教授以下を加えることができる。但し、准教授以下は、第5条に関する評決に加わることができない。

(招 集)

第3条 学長は、別科委員会を招集し、その議長となる。

2 別科長は、必要に応じて別科委員会を招集し、その議長となることができる。

(審議事項の提示)

第4条 別科委員会の招集に当たっては、審議すべき事項をあらかじめ提示しなければならない。

(審議事項)

第5条 別科委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 学生の入学、退学、休学等に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する事項
- (3) 学生の単位履修・認定及び修了規定に関する事項
- (4) 学生の補導に関する事項
- (5) その他別科の教育等に関する事項

(別科委員会の成立)

第6条 別科委員会はその構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議 決)

第7条 議決を要する審議事項につき、賛否同数の場合は、議長が裁決する。

(記 録)

第8条 別科委員会の議事はこれを記録し、構成員は欠席の者も含めてこれに捺印して保存する。

(構成員以外の出席)

第9条 別科委員会には議長の要請により、構成員以外の教職員が出席し、説明もしくは意見を述べるができる。

(事務処理)

第10条 別科委員会の庶務は、業務推進部・教務部が処理する。

(規程の変更)

第11条 この規程の変更は、別科委員会の構成員の過半数の承認を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は、平成22年4月1日より施行する。